

令和8年度の障害福祉施策

誰もがいきいきと暮らし続けられるまちへ

豊島区障害福祉課



令和8年度予算

親なき後の住まいの場の整備

◆ 新たな重度障害者グループホームの整備

NEW

第2のn i i maを目指して

旧高松第一保育園解体後の跡地（高松3-10-7）において、重度障害者の「親なき後の住まい」となる重度障害者グループホームを誘致し、本人やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる基盤を整備します。（令和13年度開設予定）



↑ 豊島区内1施設目の重度障害者向けグループホーム、n i i maの外観と室内の様子

主な障害福祉サービス

生活の場や目的に応じて利用できます
(以下にあげるサービス内容・施設名は豊島区内での一例です)



障害福祉サービス
利用者の1日(例)

起床

移動



日中活動

移動

夕方～夜間

通所施設

- ✓ 就労系・訓練系の施設



軽作業等



運動やリハビリ

(駒込・目白福祉作業所) (心身障害者福祉センター)

- ✓ 介護系の施設



生活介護

(駒込・目白生活実習所)

- ✓ 子ども対象の施設



児童発達支援



放課後等デイサービス

- ✓ 居場所づくり事業



地域活動支援センター

入所施設

(日中活動+住まいの場)



- ✓ ショートステイ
一時的な入所
- ✓ 障害者支援施設
日中も含めた入所
(茜の里、雑司谷)

相談支援

- ✓ 計画相談
サービスを計画的に
利用するための支援
- ✓ 一般相談
地域で暮らし続ける
ための支援



訪問・同行 サービス

居宅介護や視覚障害の方が
外出する際の同行支援
など



訪問

日常生活支援

車椅子の貸し出しなど

通所

伴走



本人



住まいの場

- ✓ グループホーム
- ✓ 福祉ホームさくらんぼ
自立生活に向けた訓練の場

◆ 医療的ケア児等介護等支援助成

23区初

医療的ケア児及び重症心身障害児の保護者の負担軽減に向けた支援策として、介護等にかかる経費の助成を行います。
(としま子ども若者応援基金を活用)

助成額 一人あたり上限5万円

対象経費 医療的ケア児等の介護等に
に係る経費

モノ以外も対象

付き添い入院時の費用、介護タクシー経費など



電動車いすの
介助者用アシスト機器



見守りカメラ



フードプロセッサー

NEW

◆ 重症心身障害児（者）等
在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充

拡充

看護師等を自宅等に派遣し、家族等に代わり一定時間の医療的ケアを行う事業について、年間利用上限時間を拡充するとともに、看護師等の派遣先を自宅などに限定しない形に拡充し、外出時における保護者の介護負担軽減と社会参加を促進します。

①年間利用上限時間の拡充

144時間



288時間



②看護師等の派遣先（利用場所）の拡充

自宅・学校等



場所を限定せず
派遣が可能に！

拡充するサービス内容例

- ・学校行事で行うケア
- ・親戚や友人宅で行うケア
- ・図書館や博物館で行うケア

23区初

自宅と学校等に限らず看護師等の派遣が可能に！

拡充

◆ 重症心身障害者（児）日常生活用具給付事業の拡充

消化器等に障害のある方が日常的に装着が必要なストマ器具について、給付上限となる基準額を引き上げるとともに、新たに蓄電池・自家発電装置を給付種目に加えます。

①ストマ装具（人工肛門等）の基準額の拡充

種別	現状
消化器系	月額 8,858円
泌尿器系	月額 11,639円

拡充
月額 10,000円
月額 13,000円



ストマ装具

②蓄電池・自家発電装置を給付種目に追加

対象者
医療的ケアが必要な障害者及び障害児

基準額

蓄電池	104,000円
自家発電装置	212,000円



自家発電装置

拡充

◆ 移動支援事業（ガイドヘルパー）の拡充

障害者及び障害児の移動支援の利用拡大に向け、対象要件を見直します。

要件見直しの一例

- 身体障害者及び難病患者における年齢要件（65歳未満）を撤廃
- 未就学児のうち、「保護者同伴であっても移動が困難である医療的ケア児」を対象に追加

拡充

◆ 心身障害者等福祉タクシー事業の拡充

生活の利便性と生活圏拡大を目的に肢体不自由者や視覚障害者等に交付している福祉タクシー券について、物価高騰を踏まえ増額するとともに、生活保護受給者も交付対象とします。

年間支給額

現状	拡充
年額 39,600円	年額 ※ 44,400円

※下肢機能障害4級の方は、2,400円増の年額24,000円へ拡充

福祉ホームさくらんぼのリニューアルオープン

◆ 福祉ホームさくらんぼのリニューアル

🌟 居室1部屋増！綺麗になって帰ってきます

障害のある方が住み慣れた地域で生活できるよう、自立助長のための訓練や支援を行う豊島区独自の施設です。

令和9年1月に改修工事を終え、リニューアルオープンの予定です。



↑ さくらんぼリニューアル後の外観パース（予定）

リニ
ーアル

各種手当・年金等

- 心身障害者福祉手当
- 難病患者福祉手当
- 児童育成手当
- 障害基礎年金
- 原爆被爆者見舞金



医療費の助成

- 心身障害者医療費助成
- 難病の医療費助成
- 小児精神病医療費助成
- 子どもの医療費助成
- 特定疾病の負担軽減



補装具の支給

対象者	補装具の例
視覚障害者	安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由児者	義手・義足、車いす、姿勢保持装置
内部障害者等	車いす、歩行補助つえ、意思伝達装置



日常生活用具の支給

区分	生活用具の例
介護・訓練	特殊寝台、体位変換機、移動用リフト
自立生活	入浴補助用具、排泄支援用具
在宅療養	たん吸引器、パルスオキシメーター
意思疎通	点字器、ポータブルレコーダー、拡大読書器
排泄管理	ストマ装具（紙おむつ含む）



生活圏の拡大

- 福祉タクシー券
- 自動車燃料費助成
- 自動車教習費助成
- 自動車改造費助成
- 車いすの貸出



意思疎通支援

- 手話通訳者の派遣
- 要約筆記者の派遣
- 盲ろう者通訳・介助者派遣
- 失語症の人のコミュニケーション支援者の派遣



行事名	内容	時期
盆踊り大会	目白協和会と心障センターの共催。各種模擬店など	7月
こころまつり	精神障害のある方と地域の方々が交流を深める	10月
スポーツのつどい	障害のある方もない方も、みんな楽しくスポーツを体験	10月
ふくし健康まつり	自主制作品販売、ステージイベントなど内容豊富なイベント	12月
もちつき大会	目白協和会と心障センターの共催。もちつき体験	12月
ときめき想造展	障害のある方が制作した美術作品の展覧会	3月

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。東京都から始まり、全国の自治体に広がっています。

ヘルプカードは、具体的にどのような援助をしてほしいかを記載することができます。

豊島区では、ヘルプマークとヘルプカードを同時に持ち運びできる「さをり織りケース」を作成し、配布しています。



ヘルプマーク



ヘルプカード



さをり織りケース



豊島区 福祉部 障害福祉課
 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1庁舎4階
 TEL 03-3981-1766 FAX 03-3981-4303
 Mail A0015600@city.toshima.lg.jp



各サービスについて
 詳しくはこちら→

